

族が全人口の半数近くを占め、彼らの言語、服装、食物、等が漢民族のものと程遠いことから、ここへ来ると、まるでタイかベトナムに来ているかのような錯覚に陥る位いだ。

越軍を追い払った漢軍はその後福建に居座り、結局福建王国を乗っ取ってしまう。しかも越の時代よりも更に厳しい圧政を施いた為、多くの福建人が海外に逃れた。これがポートビーブルの元祖であり、華僑の源流である。

マレーシアやインドネシア等で活躍している華僑の会話の中で「中国人」と呼ぶと、たいてい「私は中国人ではなく福建人だ」と返して来る理由は2100年前の歴史をふまえて、漢民族とは意識して一線を画していることに起因している。

福建省は日本の九州を三つ合わせた位いの広さだが、険しい山々が連なり、平野がほとんど無い。東側は台湾海峡に面しているがリアス式海岸で砂浜が少ない。三陸海岸に面していた岩手県のような地形だ。山の斜面に畑はあるが水田が極めて少ない。戦前まで米の供給を台湾に頼っていたのは同郷人の気易さもあるが、他省の世話にはなるまいと云った、中華の人々とは疎遠な間柄に有ったのではないかと思う。農業立国の中華で農作物があまり獲れない事になると必然的に最も貧しい省の一つにランクされざるを得ない。人々は海産物で生計をたてるか、又は得意とする航海術で海を渡り、海運業とか貿易業を営む人が多い。

とても外洋へ出られそうもないボロ船でも生きる為なら平気でどこへでも行ってしまう度胸もある。ポートビーブルが目的地へ着いてその土地の官憲の尋問を受けるとほぼ100%「福建省から来た」と答え、続いて「福建で差別を受けたから」とか「非民主的な扱いから逃れる亡命」などが出て来る。すべてが真実でないにしても、歴史的な背景がそれらに

近かったことだけは確かだ。海になれている彼達には「自分の土地」だと「国境」とかの認識が薄い。抑圧されるのが嫌いで自立心が旺盛、しかし同郷の者同志助け合うし、反対に不義理をされた場合の制裁もこれ又厳しい。イスラエルへ行ってもユダヤ商法やユダヤ人の凄味が観察出来ないのと同じことで、福建省へ行っても福建人や華僑の「しぶとさ」はなかなか実感として捉えられないが、移民先へ定住してからの彼らの活躍振りは素晴らしい。これから彼らを「ポートビーブル」と呼ばずに「ボーダーレスビーブル」と呼んでやりたい。

貧しい福建の名物料理に「龍料理」と「虎料理」というのがある。「龍」というのは蛇のこと、山にはヘビがうじゃうじゃ居るから料理のバラエティは豊富で、材料の入手には困らない。「虎」の方は昔は食べていたとのことだが、虎が居なくなって今はやまねこ等獣科の動物を使った料理をさす。たいてい鍋で煮詰めた状態で出されるから、慣れないと猫を食べているのか犬を食べているのか判別が難しい。町で野良猫や野良犬がウロウロしていることはない。居れば捕まってその日の「虎鍋」にされてしまうからだと云う。

「虫」はヘビの意味だから、「閩の国」とは家の中に蛇が住んでいるということになり、「へびが多い国」の意味もあるが、中華の人々から見る福建人は「虫けら」程度の「夷」なのであろう。

外省人と本省人の関係が「中華」と「夷」の関係と決めつけるのは時代錯誤だと思うが、両者は無意識の内に「中華のプライド」と「夷のヒガミ」を心底にかかえているものと思う。人々が比較的の自由に発言出来るようになったこの数年、台湾の議会で日常茶飯事にくりひろげられる激しい乱闘場面は、部外者の我々にも、それを解り易く表現してくれている。

(続く)

憲法は国民の名によって制定すべきだ (1)

～日本を国民主権の法治国家にしよう～

現在の日本国憲法は天皇の権限により裁可され公布された物であるので、天皇はいつでもこの憲法を国民から取り上げる事が出来る。

この事は憲法の書き出しにはっきりと明示されている。国民主権も基本的人権も法の下の平等も全て天皇の許可において取りあえず認められているにすぎないのである。

国民の意志を一度も確認した事すらないのに、国民の総意に基いたとする現憲法は欺瞞と言わざるを得ない。又、憲法以下の法構成もあらかた大日本帝国憲法時代のままであり、天皇の官吏である役人が法律の規定を自由に解釈運用することを可能とさせている。この根源的問題を解消し、日本に眞の民主主義の礎を築くには、まず国民主権を超越する天皇の大権のもとに存在を許されているに過ぎない現憲法を廃棄し、新憲法及び新法体系を眞の主権者たるべき国民の名において制定しなければならない。

主権在民が国民の意思ならば、現憲法の冒頭部分は直ちに削除されなければならない。

未だ日本は国民の名において法律を制定したことすらない、えせ民主国家なのである。

文京区 大山悦男

(かんり 官吏 一般に役人、官員をさすが、狭義には明治憲法体制の上で秩序づけられたその制度上の呼称である。その制度は明治憲法10条の天皇の官制大権と、19条の臣民就官能力の規定に基づき、さまざまの天皇の勅令によって定められていた。つまり戦後の国家公務員法と異なり、明治憲法期には官吏制度全般を包摂した単一の法典ではなく、任用、給与、服務、分限、懲戒などの各分野ごとに個別の法令が存在したのである。しかも官吏の國に対する勤務関係は私法上の雇傭契約関係とは異なり、公法上の倫理的隸属関係と理解されていた。したがって官吏はすべて天皇によって任命され（天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ）勤務すべき義務を負う。まさに（天皇の官吏）にはかならなかった。かくて官吏は、天皇および国家から距離の近い存在としてイメージされる。さらに同じ官吏の中でも、天皇および国家との距離の遠近を示す官等の差に応じて食堂さえ異なるという厳格な区別の存在により、上下に対し微妙な優越感と劣等感との交錯が生じた。それは一方で官吏以外の人間にに対する傲慢不羈な態度を生み、他方で各官等の中ではエリート意識の下に誇りをもって仕事に励む勤勉な態度を生んだ。)

(続く)